東京都議会議員選挙の投票日は7月12日㈰です

期日前投票・不在者投票のご利用を

投票日当日に投票所に行けない方は、ぜひ、ご利用ください。

【問合せ】**区選挙管理委員会事務局**（第1分庁舎3階）☎（5273）3740へ。

◎期日前投票

仕事・旅行などで投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。

7月3日㈮からお送りする投票所整理券裏面の宣誓書に必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。宣誓書は期日前投票所にもあります。投票所整理券のない方は、係員にお申し出ください。

【日時・会場】**下表1**のとおり。区内の住所地にかかわらず、いずれの期日前投票所でも投票できます。

◎不在者投票

●郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、**下表2**に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月8日㈬までに不在者投票用紙を請求することで、郵便等による不在者投票ができます。

●郵便等による不在者投票での代理記載制度

下表2に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで、代理記載制度が利用できます。

●その他の不在者投票制度

旅行地・滞在地の選挙管理委員会でも、不在者投票ができます。投票用紙等を郵送しますので、お早めに区選挙管理委員会へお申し出ください。

また、都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院（入所）している方は、その施設でも不在者投票ができます。施設にお問い合わせください。

※いずれの不在者投票も、告示日（7月3日㈮）以前でも投票用紙等の請求ができますが、発送は告示日以降となります。

表1　期日前投票所

会場	期間
区役所第1分庁舎1階ロビー（歌舞伎町1－5－1）	7月4日㈯～11日㈯
四谷特別出張所（内藤町87）	7月5日㈰～11日㈯
箪笥町特別出張所（箪笥町15）	
榎町特別出張所（早稲田町85）	
若松町特別出張所（若松町12－6）	
大久保特別出張所（大久保2－12－7）	
戸塚特別出張所（高田馬場1－17－20）	
落合第一特別出張所（下落合4－6－7）	
落合第二特別出張所（中落合4－17－13）	
柏木特別出張所（北新宿2－3－7）	
角筈特別出張所（西新宿4－33－7）	

※時間はいずれも午前8時30分～午後8時

表2　郵便等による不在者投票のできる方

手帳等の種類	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

新宿完全消灯日「ライトダウン2009」にご参加を

区内で一斉に消灯し、二酸化炭素（CO_2）の削減を図る取り組みです。昨年は、区内500以上の事業所・店舗・家庭が参加し、合計で約3トンのCO_2が削減されました。

今年は、さらに多くの削減を目指し、区・家庭・事業者・団体が協力して一斉消灯に取り組みます。

参加登録者・団体は、新宿区ホームページの環境対策課のページでご紹介します。

【日時】6月21日㈰、7月7日㈫、いずれも午後8時～10時

【申込み方法】所定の実施計画書を、郵送またはファックスで**環境対策課エコライフ推進係**（〒160・8484歌舞伎町1－4－1、本庁舎7階）☎（5273）4267・FAX（5273）4070へ。実施計画書は環境対策課・環境学習情報センター（西新宿2－11－4、エコギャラリー新宿2階）・新宿リサイクル活動センター（高田馬場4－10－17）・特別出張所に備え付け。新宿区ホームページの環境対策課のページからも申し込めます。

※「新宿完全消灯日」ステッカーを、環境対策課・環境学習情報センター・新宿リサイクル活動センター・特別出張所で配布しています。

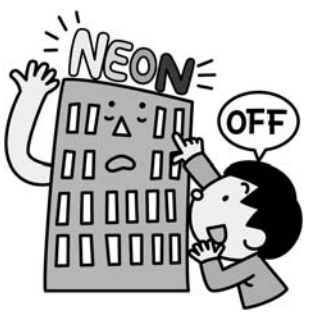

特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書をお送りします

21年度住民税（特別区民税・都民税）の税額決定・納税通知書を、6月10日㈬に発送します。

第1期の納期限は6月30日㈫です。忘れずに納めてください。お手元に届いた納付書で、銀行等の金融機関・郵便局（東京都・関東各県・山梨県のみ）・区税務課・特別出張所で納められます。1枚が30万円以下の納付書には、左下にバーコードがあり、コンビニエンスストア（納付書の裏面に記載）でも納められます。

●証明書の発行

21年度住民税（普通徴収）の課税証明書等は、6月10日㈬から発行します。発行には事前に税の申告が必要です。福祉サービスや年金の申請、健康保険の扶養認定の手続きなどに、税の証明書の提出を求められることが多くなっています。申告をしておけば、収入のなかった方も証明書が必要になったときに便利です。

【証明手数料】1通300円

【申請に必要なもの】▶本人が申請するとき…印鑑・本人確認ができる書類（運転免許証等）、▶代理人（家族を含む）が申請するとき…本人からの委任状（**下図**参照）・代理人の印鑑・代理人の本人確認ができる書類（運転免許証等）

※税の申告は税務課で、証明書の発行は税務課・特別出張所でできます。この時期は窓口が大変混雑し、長くお待ちいただくことがあります。ご了承ください。申請書に不備がある場合は証明書を発行できません。

【問合せ】▶課税内容…**税務課課税第一係・第二係**（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108、▶支払い・口座振替・証明書…**税務課収納管理係**（本庁舎6階）☎（5273）4139へ。

委任状の書き方（見本）

委任状

平成＊＊年＊＊月＊＊日

新宿区長 あて

委任者　住　所　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
　　氏　名　＊＊＊＊＊＊＊　㊞

私は下記の者を代理人と定め、平成○○年度○通の交付申請の権限を委任します。

課税 納税 証明書

記

代理人　住所　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
　　氏名　＊＊＊＊＊＊
　　生年月日　＊＊＊＊＊＊＊＊＊

21年10月から住民税の年金からの引き落としが始まります

現在、年金を受給していて、住民税の納税義務のある方には、年4回、区役所（特別出張所）・金融機関・コンビニエンスストアなどで、住民税を納めていただいています。年金からの引き落とし（特別徴収）では、年金を支給する年金保険者が住民税を年金から引き落とし、区市町村へ直接納入するため、納税に出向く手間が省かれるとともに、区市町村の事務の効率化が図られます。

なお、この制度は住民税の納付方法を変更するもので、新たな税負担は生じません。

※住民税の年金からの引き落としは、21年10月支給分の年金から開始します。このため、21年度の住民税額の2分の1は、6月と8月に、これまでどおり納付書等で納めていただくことになります（**下図**参照）。

【対象となる年金】老齢基礎年金・老齢年金・退職年金等

※障害年金・遺族年金等の非課税の年金は対象になりません。

【対象者】21年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方です。ただし、次の場合等は引き落としの対象になりません。

▶新宿区の介護保険料が年金から引き落とされていない

▶引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える

【問合せ】**税務課課税第一係・第二係**（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108へ。

★引き落としの例

収入が公的年金等のみで住民税の年税額が21年度は12万円、22年度は10万5,000円の場合

◇21年度（住民税の年税額：12万円）

徴収方法	個人で支払い（普通徴収）		年金からの引き落とし（特別徴収）		
徴収月	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
税額	6万円（年税額の2分の1）		6万円（年税額の2分の1）		
	3万円（年税額の4分の1）	3万円（年税額の4分の1）	2万円（年税額の6分の1）	2万円（年税額の6分の1）	2万円（年税額の6分の1）

◇22年度（住民税の年税額：10万5,000円）

徴収方法	年金からの引き落とし（特別徴収）					
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	仮徴収 6万円（前年度後半の額）			本徴収 4万5,000円（確定税額（住民税の年税額）－仮徴収額）		
	2万円（前年度2月と同額）	2万円（前年度2月と同額）	2万円（前年度2月と同額）	1万5,000円（年税額から仮徴収した額を除いた額の3分の1）	1万5,000円（年税額から仮徴収した額を除いた額の3分の1）	1万5,000円（年税額から仮徴収した額を除いた額の3分の1）

R70 PRINTED WITH SOY INK　古紙配合率70％白色度75％再生紙、大豆油インキを使用しています。